

仕 様 書

本業務は、本院放射線科に設置している次に掲げる装置の機能を常に良好な状態に保つため、本仕様書に基づいて保守管理を行うものとする。

1 対象機器

名称	X線一般撮影システム		
構成 内訳	(1) 診断用 X 線装置 (RADspeed Pro フルオートタイプ)	1 式	(島津製作所製)
	・ 診断用 X 線高電圧装置	UD150B-40	1
	・ 天井走行式 X 線管懸垂器	CH-200	1
	・ X 線管装置	0.6/1.2P324DK-85	1
	・ スタータ	SA-60	1
	・ 可動絞り	R-300	1
	・ 昇降式 X 線撮影テーブル	BK-120	1
	(2) CALNEO Smart S77	契約タイプ RD	1 式 (富士フイルム製)
	(3) CALNEO Smart S77	契約タイプ RD+1	1 式 (富士フイルム製)
	(4) CALNEO PU 立位撮影台	契約タイプ RD	1 式 (富士フイルム製)

2 業務の内容

- (1) 前記 1 の構成内訳(1)から(4)の機器の保守管理業務は、下記のとおりとする。
 - ア 故障発生時に発注者からの依頼を受けて行う電話による修理サポート業務
 - イ 緊急又は異常発生時に技術員を派遣して行う緊急修復業務
 - ウ 技術員を派遣して行う定期点検業務
 - エ 技術員を派遣して行う消耗部品等交換業務
- (2) 前記 1 の構成内訳(3)の機器の保証は、下記のとおりとする。
 - ア 落下・衝撃等による本体交換保証

3 業務の取扱い

- (1) 電話による修理サポート業務の受付時間及び実施時期は、年間を通して 24 時間の範囲とする。
- (2) 前記 1 の構成内訳(1)の機器の緊急修復業務の受付時間及び実施時期は、年間を通して 24 時間の範囲とし、着手時期は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

前記 1 の構成内訳(2)から(4)の機器の緊急修復業務の受付時間は、年間を通して 24 時間の範囲とし、実施は、原則、日曜日、祝日（振替休日を含む。）、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から土曜日の 8 時から 20 時までの範囲で行うものとし、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(3) 前記1の対象機器の定期点検業務は、年1回実施するものとする。点検内容は別表1のとおり。

定期点検業務の実施は、原則、土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から金曜日の9時から17時までの範囲で行うものとし、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(4) 消耗部品等交換業務は、前記1の対象機器の消耗部品等（このうち、定期交換及び緊急保守部品については別表2のとおり。）の交換を実施するものとする。

(5) 前記1の構成内訳(3)の機器本体について、契約期間内で1年間に1回まで、落下・衝撃等による使用者の過失による故障交換を保証するものとする。

(6) 受注者が派遣する定期点検及び修理をする技術員は、当該機器に関する知識を有し、迅速に対応できる者（前記1の対象機器の各メーカーより貸与されたサービスセキュリティプログラムを実行可能な者等）とする。

4 経費の負担等

前項に定める事項に要する費用その他業務を行うために必要な費用は、受注者の負担とする。

ただし、診断用X線装置用撮影フットスイッチ、小児撮影備品、患者移動用ローラーボード等の特別付属品及びX線管装置、並びにモニタ等の消耗品は除くものとする。

5 業務実施上の留意事項

(1) 受注者は、当該施設が公共医療施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう作業に従事しなければならない。

(2) 受注者は、あらかじめ現場責任者及び技術員の住所・氏名を発注者に報告するものとする。現場責任者又は技術員に変更があったときも、また同様とする。

(3) 業務を行う日時については、特に定める場合を除き、発注者の業務に支障のない日時とし、別途協議して定めるものとする。

6 報告

定期点検及び緊急修復業務の作業報告書は、実施後速やかに発注者へ提出するものとする。また、各年度の履行期間満了後に提出する委託業務実施報告書は、受注者の書式で記名・押印のあるものとし、当該履行期間満了後速やかに発注者へ提出し確認を受けなければならない。

7 その他

この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議し、これを定めるものとする。